

令和6年4月8日

保護者の皆様へ

たつの市立東栗栖小学校
校長 香田 有紀子

令和6年度「警報」発令時の対応について

大雨・台風による暴風雨・大雪にかかる「警報」発令時の児童の登校について、テレビ・ラジオ等の気象情報を確認して、下記のとおり対応をお願いします。

記

【臨時休業について】

- (1) 午前7時の時点で、たつの市に「特別警報」及び「暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪」のいずれかの「警報」(以下「警報」)が発令されているときは、臨時休業とします。
※兵庫県南部や播磨南西部に「警報」が発令されている場合であっても、「たつの市」に発令されていない場合には、登校します。
- (2) 午前7時以降、8時30分までに警報が発令された場合も臨時休業とします。
もし「警報」が登校途中に発令された場合、または登校済みの場合は、児童の安全確保を最優先に対応します。
- (3) 午前8時30分以降、「警報」が発令された場合は、通学路の安全を確かめてから下校させる等の対応をします。児童の安全確保を最優先に適切に対応します。
- (4) 「警報」が発令されていなくても、登校時の安全等に問題があると判断したときは、別に連絡をしますので、その指示に従ってください。連絡アプリ(スクリレ)等でお知らせします。アドレスを変更されたときや連絡が届かなかったときは、担任までお知らせください。

【給食について】

- (1) 午前7時に「警報」が発令されているときは、当日の給食は中止となります。
- (2) 午前7時の時点で警報が発令されていないが、午前8時30分までに警報が発令された場合、給食が中止になります。
- (3) 午前8時30分以降に警報が発令された場合は、学校で対応を判断します。
- (4) 上記の対応については、連絡アプリ(スクリレ)等でお知らせします。